

令和8年1月15日

課名	くらし安全安心課
担当	馬場、川崎
内線	2881、2885
直通	086-226-7259

お知らせ

第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（素案）に関する パブリック・コメントを実施します！

県では、令和3年3月に策定した「第4次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、各種取組を進めているところですが、今年度で期間が終了するため、「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定することとし、このたび素案を取りまとめました。

つきましては、次のとおり県民の皆様のご意見、ご提言を募集しますのでお知らせします。

記

1 素案

- (1) 内容 別添資料のとおり
- (2) 公開方法

県くらし安全安心課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載しているほか、同課（県庁9階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口及びきらめきプラザに備え付けています。

※ 県くらし安全安心課ホームページ

（岡山県HPトップページ → 組織でさがす → 県民生活部 → くらし安全安心課）

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話でのご意見等は受け付けできませんので、ご了承ください。

- ・郵便 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
岡山県県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班あて
- ・ファクシミリ FAX: 086-225-9151
岡山県県民生活部くらし安全安心課安全安心まちづくり班あて
- ・電子メール anzenanshin@pref.okayama.lg.jp
・インターネット くらし安全安心課ホームページの入力フォームからの送信
URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/1012673.html>

3 募集期間

令和8年1月15日（木）～令和8年2月16日（月）

4 ご意見等の取扱い

いただいたご意見とそれに対する県の考え方、取組指針（素案）を修正した場合のその内容などを今回の取組指針（素案）の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしません。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示しできない場合があります。